

中国地方整備局と広島高速道路公社の災害時相互協力に関する協定

国土交通省中国地方整備局長（以下、「甲」という。）と広島高速道路公社理事長（以下、「乙」という。）は、各々が管理する道路において災害が発生若しくはその恐れがある場合における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が各々管理する道路において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生若しくはその恐れがある場合における相互協力に関する基本的事項を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、中国地方整備局管内に存する甲及び乙が管理する道路全てとする。

（相互協力の内容）

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げる措置について要請された場合は、自らが行う業務に支障がない範囲においてこれに応ずるものとする。

- (1) 迅速な被災情報等の情報提供および情報共有（連絡員の派遣を含む。）
- (2) 情報の相互交換および提供
- (3) 車両、通信機器等の貸借
- (4) 被災状況の調査
- (5) 被災箇所の緊急対応
- (6) 広島高速道路等のPA等を災害対策機械配備の拠点基地として活用
- (7) 広島高速道路に設けてある緊急連絡路の活用
- (8) その他必要と認められる事項

（経費の負担）

第4条 要請に基づく協力活動に要する費用は、協力を要請した者の負担とし、別に定める。

2 派遣連絡員の旅費・交通費・人件費については、派遣側で負担する。

（相互協力活動における相互無償使用について）

第5条 前条の規定にかかわらず、相互協力活動時に発生する次のものについては、相互に無償で使用出来るものとする。

なお、第2号を除き、使用にあたっては、各々の管理者に事前確認を行うことを原則とし、これにより難しい場合は、事後速やかに報告することとする。

- (1) 各々が管理する土地
- (2) 派遣連絡員が使用する通信機器、電気機器、水道施設および事務用品
- (3) その他必要と認められるもの

(相互協力体制の連絡等)

第6条 甲及び乙は、災害時の相互協力活動が円滑に実施できるよう、災害時における情報等を共有するとともに、災害時の連絡体制、相互融通可能な車両、通信機器等の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換をあらかじめ行うものとする。

(他の協定等との関係)

第7条 本協定は、甲及び乙が既に締結している他の協定等による協力及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会の設置)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡会を設置し、意見交換等を行うものとする。

(細目協定等)

第9条 本協定は、必要に応じ細目協定を定めることが出来ることとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から乙が管理する広島高速道路の料金徴収期間の満了の日までとする。

(その他)

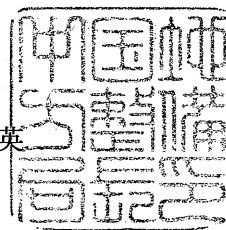
第11条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 〇 月 27 日

甲 国土交通省
中国地方整備局長

丸山 隆英



乙 広島高速道路公社
理事長

高井 巖

